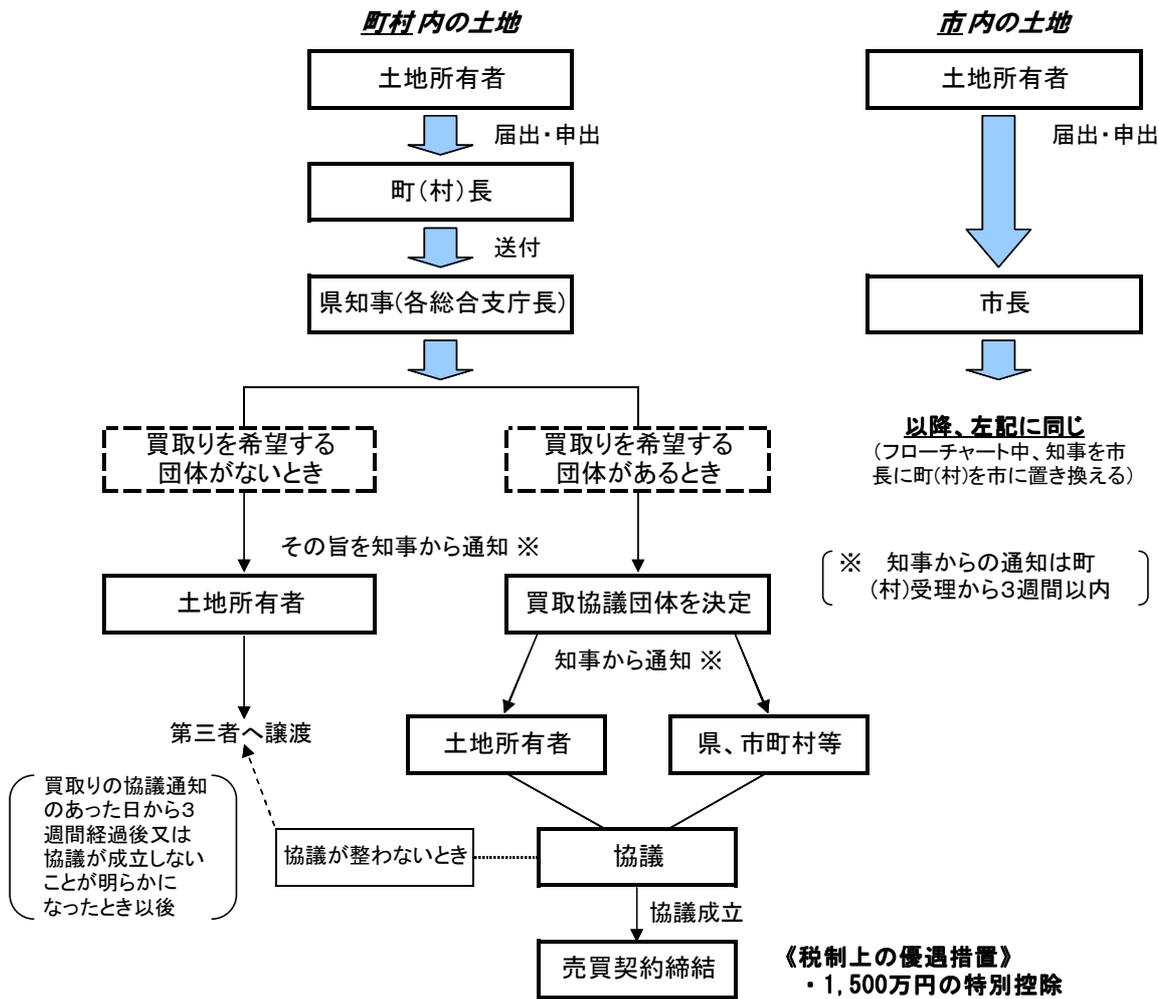
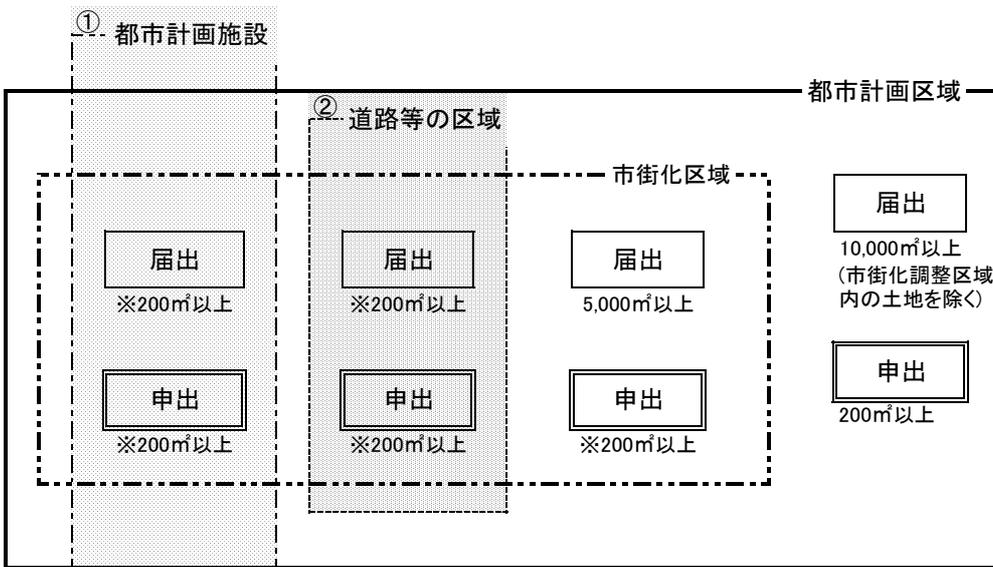


公拡法に係る届出・申出制度の手続の流れ等について【H24.4.1以降(公拡法(令)改正後)】

1 届出・申出の手続の流れについて



2 届出が必要(申出が可能)な区域、面積要件



※ 面積要件のうち「200㎡以上」については、公拡法施行令の改正(H24.4.1施行)により、各市の条例・規則により引き下げることが可能となった(これまでは県の条例・規則により制定)。

天童市、尾花沢市、新庄市、長井市、酒田市(5市)を除く、山形市、上山市、寒河江市、村山市、東根市、米沢市、南陽市、鶴岡市(8市)において、これまでの県条例・規則と同様に用途地域に限り「100㎡以上」に引き下げる条例・規則を制定。

① 都市計画施設
都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設で、主に、道路・高速道路・公園・下水道・河川等。

② 道路等の区域
例えば道路であれば、道路法に基づき区域を決定し、公示・縦覧された区域内の土地。

(注) 都市計画区域外であっても都市計画施設の区域内の土地であれば届出・申出の対象となる。(例: 高速道路)